



公 告

那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項で準用する同条第1項の規定より公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和7年12月25日までに沖縄県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月27日

糸満市長 當銘 真栄



記

縦覧期間 令和7年11月28日から令和7年12月11日まで

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市役所4階 真栄里地区事業推進局 区画整理課

以上